姫路港~直島周遊クルーズツアー企画提案コンペ実施要領

1 事業概要

- (1) 委託業務名 姫路港~直島周遊クルーズ日帰りツアー
- (2) 実施主体 兵庫県中播磨県民センター 姫路港管理事務所(以下「姫 路港管理事務所」という)
- (3) 委託金額 3,000,000円(消費税及び地方消費税込)以内とする
- (4) 事業内容 別紙(仕様書) のとおり

2 応募資格

(1) 企画提案コンペに応募できる事業者等は、民間企業、 NPO法人、その 他の法人であり、以下に掲げる事項をすべて満たすこと。

また、複数の企業・団体の共同体(コンソーシアム)により応募も可能 であり、申請は代表者が行うこと。その場合、代表者及び構成員すべてが 次の要件を満たすこと。

- ① 第1種旅行業者または第2種旅行業者であること。
- ② 事業の実施にあたり、当該業務を円滑に遂行するための経営基盤を有していること。
- ③ 姫路港管理事務所との打合せや問合せ等に適切に対応できること。
- (2)次のいずれかに該当する事業者等は、前項の規定に関わらず、公募に参加する資格を有しない。
 - ① 地方自治法施行令第 167 条の4の規定に該当する者
 - ② 兵庫県の指名停止基準に基づく指名停止の措置を受けている者
 - ③ 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づく更生手続開始の申立て中、または更生手続中である者
 - ④ 民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づく再生手続開始の申立 て中、または再生手続中である者
 - ⑤ 県税、消費税及び地方消費税を滞納している者
 - ⑥ 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者
 - ⑦ 暴力団又は暴力団もしくは暴力団員の統制の下にある者

3 実施スケジュール

本業務に係るスケジュールは以下のとおりとする。

公募型企画提案コンペ実施公告	令和6年7月19日(金)
質問受付期限	令和6年8月 1日(木)15時まで
参加意思確認書提出期限	令和6年8月 8日(木)17時まで
提案書類提出期限	令和6年8月15日(木)17時まで
プレゼンテーション審査	令和6年8月

4 提出書類について

(1)提出書類提出期限

令和6年8月15日(木) 17 時必着

※十日、祝日を除く平日の9時から17時まで

なお、参加にあたっては、参加意思確認書(様式8)を8月8日(木)17時までに提出すること(持参、郵送、ファックス、メール送信可)。

(2) 提出方法

原則として持参して提出すること。郵送による場合には、事前に電話等により事務局に連絡したうえで、令和6年8月15日(木) 17時までに到着するように提出すること。

(3) 企画提案書

- ① 企画提案コンペ応募申請書(様式1)9部
- ② 資格調書(様式2)

9 部

- ③ 提案書(様式3)
- 9 部
- ④ 業務実施体制(様式4)
- 9 部
- ⑤ 誓約書 (様式 5)
- 9 部
- ⑥ 誓約書(様式6)
- 1 部 1 部
- ⑦ 誓約書 (様式 7)
- 1 部
- ⑧ 新型コロナウイルス感染症対策を説明する書類 9部 (様式任意)
- ⑨ 提案内容を説明する書類

9部(様式任意 A3版)

- ※左肩ホッチキス止め、製本等の装飾不要
- ⑩ 見積書及び経費内訳 (様式任意) 9部
- ① その他添付書類(会社概要等)1部
 - ※ 様式3には、法人名等を記載しないで下さい。 様式3別添書類を作成する場合は、別添書類にも法人名等を記載しないで下さい。
 - ※ なお、契約締結時に下記の書類の提出を求めることとします。
 - (ア) 県税に滞納がないことを証する書類(提出の日において発行から 3ヶ月以内のもの)

(イ) 定款

(4) 注意事項

- ①申請書類の作成及び提出に要する経費は事業者等の負担とする。
- ②申請書類は理由の如何を問わず返却しない。

5 対象事業(受託事業者等)の選定

- (1) 事前審査
 - ① 提出書類をもとに、姫路港管理事務所において参加資格の確認を行い、 これを通過した者のみ、後日有識者等による企画提案コンペ審査会(以 下「審査会」という。)において内容を審査する。
 - ② 審査会の詳細は、応募者へ別途通知する。
- (2) 審査会
 - ① 審査会におけるプレゼンテーションは、令和6年8月に実施する (場所: 姫路市内、詳細は別途通知)。
 - ② 原則として応募者にプレゼンテーション等を求める。
 - ③ 応募のあった提案事業は、<u>以下に掲げる内容</u>などについて総合的に評価し、選定する。
 - ア 提案内容について

別紙の仕様書「4 委託業務の内容」に記載する事業

- (ア) ツアーの名称(興味を引く名称であるか)
- (イ) 効果的なツアー販売方法により、クルーズの魅力を発信し訪日 外国人の集客を図る工夫がされているか。
- (ウ) 参加者がSNS等でPRすることを促す工夫がなされているか。
- (エ)船内案内は訪日外国人へ観光の魅力について理解できるよう工夫がされているか。

- (オ)大阪・関西万博・瀬戸内国際芸術祭の観光客誘客及び姫路港利用 促進とツーリズム機能の強化につながる見据えた工夫がされている か。
- (3) 決定方法

審査会の審査結果に基づき、最も優秀な提案を行った者を受託予定者に 決定する。

(4) 選定結果の連絡

選定結果は、採否を問わず、事務局から参加者全員に対して文書により 通知する。

- (5)審査対象からの除外(失格事由)
 - ① 「2 応募資格」に該当しない場合
 - ② 要領に違反又は著しく逸脱した場合
 - ③ 審査委員等に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合
 - ④ 企画提案応募書類に虚偽の記載を行った場合
 - ⑤ その他選定結果に影響を及ぼす恐れがある不正行為を行った場合
- (6) その他

必要に応じて、応募者に対し、個別に内容の確認や書類の提出、ヒアリング等を行う場合がある。

6 採択の取消し

提出した書類に虚偽の内容が記載されていたことが発覚した場合は採択を 取り消す場合がある。

7 委託契約の締結

- (1) 契約に関する事務、事業の進行管理は、姫路港管理事務所で行う。
- (2) 姫路港管理事務所は、選定した事業者等と提案事業の実施方法等について 協議・調整を行う。この際、双方で確認の上、提案内容に修正・変更を加え る場合がある。

8 契約の解除

- (1)委託契約記載の条項に違反があったとき、姫路港管理事務所は契約の一部又は全部を解除し、委託料の支払いをしないもしくは支払った委託料の一部又は全額の返還を求める場合がある。
- (2)上記(1)により契約を解除した場合、姫路港管理事務所は損害賠償又は違約金を求める場合がある。

9 委託料の支払い

委託料の支払いは、事業終了後に提出される実績報告書等に基づき、姫路港管理事務所が検査を行い、契約書に定められた内容に適合していることなどを確認したうえで支払う。

10 適正な事業執行に係る留意事項

(1) 受託者は、本事業が姫路港管理事務所との委託契約に基づく事業であることを十分認識し、適正な事業及び経費の執行に努めることとする。

- (2) 実施にあたっては、本事業に係る総勘定元帳、決算書類、出納整理簿、 支払振込書及び請求書や納品書等の会計関係帳簿類を整備するとともに、 事業者等が実施している既存事業の経理と明確に区分して会計処理を行う こと。
- (3)事業者等は、実績報告書の記載内容が確認できる書類(会計関係帳簿類、 通帳等)を事業終了後5年間保存すること。
- (4) 本事業については、事業終了後も含めて、県監査委員及び会計検査院の 検査対象等となる場合があるため、事業者等は、検査対象となった場合は 検査に協力すること。
- (5) 事業の受託により得られた情報は、委託事業終了後においても守秘義務があること。
- (6)事業の全部又は一部を姫路港管理事務所の承諾を得ずに他者に再委託することは認めない。

11 著作権等について

本事業の成果物等に係る権利は、受託者が従前権利を有していたものを除き、 原則姫路港管理事務所に帰属するものとし、加工、二次利用及び第三者への譲 渡ができるものとする。

なお、製作段階におけるこれらの権利について、第三者と紛争等が生じた場合は、受託者がその責任において対処すること。

12 実施要領等に関する質問の受付

実施要領等に関する質問は、次の方法により受け付ける。

(1) 受付期間

令和6年7月19日(金)~令和6年8月1日(木)15時まで

(2) 質問方法

様式9「企画提案コンペ質問票」を電子メールまたはFAXにより提出。 なお、電子メールまたはFAXを送付したときは、電話により到着を確認 すること。

(3)回答方法

原則、質問者全員に回答する。なお、同種の質問が想定されるもの等については、姫路港管理事務所のホームページに回答の内容を掲載する。

- (4) その他
 - ① 書類の具体的な記載内容や審査基準に関する問合せは受け付けない。
 - ② 電子メールのタイトルに「【質問】「姫路港」 PRクルーズ企画提案と明記すること。

13 問合せ先及び書類提出先

中播磨県民センター 姫路港管理事務所 所付 志智 (シチ)・香戸(コウド) 〒672-8063 姫路市飾磨区須加 294

TEL079-235-0176 FAX079-234-5172 電子メール himejikoukanri@pref.hyogo.lg.jp